

『在宅療養を支える勉強会』報告

2016年6月15日(水) 桃井診療所1階 待合室で『在宅療養を支える勉強会』を実施しました。

多数の申込の為、1事業所1名のみとさせて頂きました。参加者32名

杉並区役所 障害者施策課地域ネットワーク推進係 係長

池田恵子氏(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員)より

「障害者総合支援法について」講演して頂きました。

(学習内容)

- ・高齢障害者とは
- ・高齢者と障害者の相談支援
- ・障害福祉サービスの概要
- ・障害者総合支援法と介護保険制度の関係
- ・介護保険サービス(ケアプラン)と障害福祉サービス(サービス等利用計画)併給者のサービスプランについて

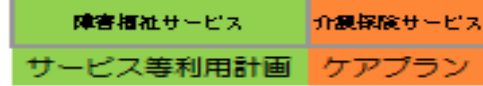
介護保険サービスと障害福祉サービス併給者について

介護保険サービスと障害福祉サービス併給者は
ケアプランでの包含が原則！

ケアプランに障害福祉サービスを
包含することで障害福祉サービスの
支給決定ができるケース



障害福祉サービスの支給量や種類の変更
が頻繁で度々の調整が必要となるような
ケースで区が必要と認めた場合



障害者施策課<支給決定>

地域ネットワーク
推進係がお手伝い

障害者総合支援法について

桃井診療所 師長 宮澤 和美

感想) 今回、杉並区の高齢施策課地域ネットワーク推進係の担当者による学習会であったが、多くのケアマネージャーがこのテーマについては、制度自体がわかりにくかったり、どのように利用したらよいか、悩んでいる為か、多くの参加希望があり、興味のあるテーマだったと言える。区内の高齢者全体のうち、障害福祉サービスを利用されている方は、わずかに0.31%とのこと。実際の利用率はかなり少ないと感じた。その中でも、障害者総合支援法と、介護保険のサービスを組み合わせる場合、上乗せ部分は人工呼吸器を装着しているALSのような症例でないと利用できず、結局ハードルが高いと思った。しかし、障害を抱えた利用者が色々なサービスを利用しながら在宅生活を継続していくために、私たちが制度を理解し、また不明な点があったら、担当者に相談し、有効に活用できるような情報を共有することが必要だと思った。在宅医療を支える会の学習会がそういった場として近隣のケアマネージャーに利用していただけるように、色々企画していきたいと思う。